

# 国立大学法人富山大学教育職員の定年の特例に関する規則

令和元年6月25日制定

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第18条に規定する定年の特例に関し、必要な事項を定める。

## (要件)

第2条 就業規則第18条第1項に規定する学長が認めた教育職員とは、専門分野において特に優れた業績を挙げ先導的な役割を果たしている者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) ノーベル賞受賞者
- (2) 文化勲章受章者
- (3) 文化功労者
- (4) 日本学士院賞受賞者
- (5) 紫綬褒章受章者

## (就業条件等)

第3条 定年を延長する教育職員の職務内容及び就業条件は、従来のとおりとする。ただし、給与は「国立大学法人富山大学年俸制適用教員給与規則」を適用するものとし、年俸額は学長が別に定める。

- 2 定年を延長した教育職員が在職する間は、当該教育職員の後任を補充しない。
- 3 定年を延長した教育職員の人件費は、当該教育職員が所属する部局の負担とする。
- 4 大学は、定年を延長した教育職員に対し、大学及び部局の管理運営その他これらに関連する業務を免除することができる。

## (手続)

第4条 学長は、教育職員の定年の延長を認めるに当たり、役員会の議を経るものとする。

## 附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。